

追加Q&A(1月27日)

Q1 品目部会は、公募要領4の(1)の①の「カ」に該当し、部会に所属する農家個人が「オ」の生産者に該当するが、別紙1(生産者の定義)の3ポツには「集落営農組織や生産者組織等、専ら生産活動のために、農業を営む者が構成員となっている任意団体」とあり、品目部会も「オ」に該当するように読める。ここでいう「任意団体」とは何か。また、提案書の「母体となる経営体」にはどのように記載すべきか。

A1 生産者は、経営データ等を取得する対象です。別紙1の「任意団体」とは、規約に基づき経営も一体化している「集落営農組織」や「生産者組織」を想定しており、構成員単位で経営が行われている任意団体は、生産者に該当しません。

品目部会は「カ」の「産地を形成する農業団体」に該当し、作業集約やシェアリングに係る産地内での総合調整や、実証した取組やサービスを実証期間後に産地に普及するなどの役割を期待しています。「母体となる経営体」欄には、部会の中から経営分析の対象となる生産者(1戸以上)を記載してください。

問2-36に追加

Q2 公募要領の別紙2「農研機構に提供するデータについて」内に提出必須となるデータが記載されているが、本データに関しても、データマネジメント企画書に記入が必要か。

A2 必要です。記入する際は農研機構に提出するデータは委託者指定データとして、委託者指定データにまとめる前の農作業日誌などの元データは農研機構に提出しないので自主管理データとして記入してください。データマネジメント企画書は委託者指定データと自主管理データの整理を狙いとしていますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

問9-11に追加

Q3 例えば、県経済連でスマート機械を導入してJAや農業公社等に貸与する形をとりたいが、機械を県経済連が固定資産として登録する必要があるか、また登録の際は、減価償却費を計上する必要があるか。

A3 本事業の予算で購入した場合でも委託期間中は受託者が所有する必要がありますので、固定資産として登録する必要があります。なお、減価償却費については本事業に計上することはできませんが、決算上の費用として減価償却費を計上することは可能です。

問11-2に追加

追加Q&A

Q 4 共同実証機関（コンソーシアム）以外のメーカーから機械を購入する場合、利益排除は必要か。

A 4 利益排除を行う必要があるのは、自社及びコンソーシアム内の共同実証機関の製品を購入する場合、また、それらの100%子会社（コンソーシアム内外に関わらず、孫会社等を含む）の製品を導入する場合（いずれの場合も、販売代理店を経由するケースを含む）です。

問6-30に追加

追加Q&A(1月12日)

Q1 R2年1次補正予算(労働力不足の解消に向けたスマート農業実証)のように農業高校等の参画は必須か。あるいは、必須でない場合でも、農業高校等と連携し、研修を行う際の費用は対象となるか。

A1 今回の公募では、農業高校等の参画は必須ではありません。また、見学や研修等のアウトリーチ活動に伴う経費は費用の対象となります。公募要領4応募要件等(1)⑥に記載の通り、見学や研修等について、営農及び実証課題の実施に支障のない範囲で積極的に実施をお願いします。

問6-28に追加

Q2 既に所有している農機を用いたシェアリングや作業受託の取り組みは対象となるのか。

A2 スマート農機のコスト低減を実証する事業であるため、作業体系にスマート農機を導入する必要があります。なお、実践的な取組として、シェアリングに既に所有している農機(非スマート農機も含む)も含めることは可能で、アプリ開発や既に所有している農機でのデータ取得、運搬費用等の経費は対象となりますが、実証提案書(5)(注3)に記載の通り、スマート農機と認められない機械類の購入費用は計上できません。

問6-29に追加

【公募関係資料掲載先】

公募に関する資料や詳細については、
農研機構のホームページをご参照ください。
(「スマート農業産地形成実証」の公募について)

【問合せ先】

○ 事業内容について

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課

スマート農業実証プロジェクト推進チーム

TEL:03-3502-7437

E-mail: smart_agri@maff.go.jp

○ 公募手続等について

農研機構 スマート農業事業推進室

E-mail: R4-Teishutsu@naro.affrc.go.jp